

令和8年度使用分町立体育館及び学校教育施設等定期使用団体の申請・利用について

基本要件

1. **申請の条件** ※下記の条件をすべて満たしている団体が、申請できます。

(1) 過半数が町内在住・在学・在勤かつ10名以上で構成された団体

(2) 代表のかたが町内在住・在学・在勤かつ成人である団体

※代表者と種目が同一の団体が複数申請することはできません。

(3) 自主的に運営し、営利事業を行っていない団体

2. 対象施設

(1) 町立体育館(第1体育室・第2体育室・第3体育室)

(2) 各小中学校体育館

※第四小学校及び各中学校は体育館Aコート・体育館Bコート

(3) 東大寺テニスコート(Aコート・Bコート)

3. 提出書類

(1) 島本町立体育施設利用団体登録等申請書(※未提出・変更のある場合のみ)

(2) 定期使用誓約書

(3) 町立体育館又は学校教育施設等使用許可(使用料減免)申請書

(4) 令和7年度活動報告及び決算見込書

(5) 令和8年度活動趣旨説明書及び予算案

(6) 1月現在の活動者名簿(ただし、学年・年齢は4月見込で記載してください)

※名簿には必ず実際に活動される方全員の氏名を記載してください。

4. 提出期日

令和7年12月4日(木)～令和8年1月6日(火)

※町立体育館の受付時間は午前9時～午後9時です。

5. 提出場所

町立体育館 窓口

注意等

1. 夏期は、熱中症予防運動指針に基づき、暑さ指数(WBGT)が「危険(WBGT31℃)」あるいは「厳重警戒(WBGT28℃～31℃)」に達した場合、使用前に町立体育館受付にて注意喚起いたします。

その場合は、「自己責任で使用」または「使用の取りやめ」のいずれかを選択してください。なお、使用の取りやめの場合でも、定期使用料の還付はいたしません。

2. **申請内容と活動実態が異なる事実が判明した場合は、定期使用許可を取り消すことがあります。**

3. 町や学校等の行事、施設工事、災害その他の事情により、使用を停止することがあります。